

つきみ野
建築協約

令和3年9月

つきみ野自治会



主 旨

私たちはつきみ野に定住しています。

私たちの街つきみ野は、一戸建て住宅を中心とし、整然とした街並みが保持されており、公園や緑の多い美しい環境に囲まれています。

このつきみ野の美しい街並みや住環境を長く保持するため、私たちつきみ野に住む住民は、お互いに守って行くべき約束事として「建築協約」を締結いたしました。

新しく建築物を建てられる方や、新たにつきみ野の住民になられる方々には、本建築協約の主旨を充分ご理解の上、我々と一緒につきみ野の住環境の保持に協力して下さいますようお願い致します。

基本的な考え方

- (1) 建築物を建てる人は、「建築基準法」を守ることは勿論ですが、加えて、つきみ野の街並みや住環境にふさわしい建物を建てるよう心がけます。
- (2) 本建築協約は、現在及び将来、つきみ野に居住する方々、土地を所有する方々、及び建築施工者の協力と理解によって守られるべきものです。

(注記) 本建築協約に関する問い合わせ先は、次の通りです。

〒242 大和市つきみ野5-7-2

-0002 つきみ野自治会

TEL: 046-275-1696

FAX: 046-277-3468

協約の内容

1. つきみ野地区の建築物は、1区画一戸建て個人専用住宅とする。
2. 地階を除く階数は2以下とする（屋根裏部屋は可）。
3. 宅地について
 - (1) 現在、宅地として造成されている区画は、分割しない。
また、現地盤の変更（盛り土）はしない。
 - (2) 新たに造成する宅地の1区画の面積は、150㎡以上とする。
4. 地階は、床が地盤面下にある階のことで、床面から現状の地盤面までの高さを、その階の天井高さの三分の二以上とする。

以上

昭和62年4月 制定

平成10年9月 改訂

平成18年4月 改訂